

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

災害危険区域の指定

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◆公 告 電気工事士試験の実施

告
示

鳥取県告示第三百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

診療科目	氏名	勤務	先
内科	坂 口 幸 雄		

耳鼻咽喉科	米子市久米町三二一 サンマリタン耳鼻咽喉医院
気管食道科	倉吉市下田中三四三 鳥取県立厚生病院

眼科	花 田 實
"	"

耳鼻咽喉科	蓮 尾 寶
"	"

眼科	森 崎 春 輝
"	"

耳鼻咽喉科	福 島 泰 夫
"	"

耳鼻咽喉科	山 内 教 宏
"	"

耳鼻咽喉科	麻 醉 科
"	"

急傾斜地崩壊危険区域の指定

都市計画法第六十六条による告示

県道の路線の廃止

道路の供用の開始

道路の区域の決定

基本測量を終わった旨の通知（二件）

県道の路線の認定

土地改良事業計画の変更の認可（七件）

保安林の指定の解除

保安施設地区予定地にする旨の通知

解除予定の保安林（三件）

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号の一部改正

◆告示 次

四

次

鳥取県告示第三百三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十九年三月三十一日	松浦診療所	米子市東町一一

鳥取県告示第三百三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和四十九年四月一日	松浦診療所	米子市東町一一

昭和四十九年四月三日

石井内科医院

鳥取市布勢字河徳三三三の四

鳥取県告示第三百三十三号

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号（農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「東郷農業協同組合」を「東郷町農業協同組合」に改め、「舍人農業協同組合」及び「花見農業協同組合」を削る。

鳥取県告示第三百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字大谷頭一四二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の一五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十八号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除の理由

林道敷地とするため

水源のかん養

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖の山国林有（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道路敷地とするため

解除の理由

千害の防備

二 保安林として指定された目的

東伯郡大栄町大字大谷字白水橋東峯一八二四の二（次の図に示す部分に限る。）

一 解除に係る保安林の所在場所
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第三百三十七号

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東伯郡三朝町大字田代字呑水谷七三八

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

二(一)

保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱四号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱四号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東伯郡関金町大字小泉字下の谷四三三、四三六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに三朝町役場及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十九号

日野町から申請のあつた町営土地改良（榎ノ田地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第十九条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十号

日南町から申請のあつた町営土地改良（笠木地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第十九条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十一号

日南町から申請のあつた町営土地改良（豊栄地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条第一項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十一条

第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十一条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十二号

日南町から申請のあつた町営土地改良（上萩山地区農道整備）事業計画

の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条

第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十三号

日南町から申請のあつた町営土地改良（福万来地区農道整備）事業計画

の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条

第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良（萩原地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条

第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十五号

日南町から申請のあつた町営土地改良（神福地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良（福万来地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条

第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 終了年月日

昭和四十九年三月九日

鳥取県告示第三百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類
基本測量
二 作業地域
鳥取市、倉吉市、気高町、青谷町、鹿野町、河原町、用瀬町、郡家町、八東町、船岡町、佐治村、若桜町、智頭町、岩美町、國府町、福部村、三朝町、東郷町、泊村、羽合町、北条町、大栄町、関金町、東伯町、赤崎町、名和町、大山町、中山町、岸本町、溝口町、江府町及び日野町

三 終了年月日

昭和四十九年三月十日

鳥取県告示第三百四十七号

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同條第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番号整理	路線名	起点	終点	重要な経過地
219	金屋谷江府線	日野郡溝口町金屋谷		
		日野郡溝口町大字江尾		

鳥取県告示第三百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同條同項の規定により告示する。

る。

その関係図面は、昭和四十九年四月十二日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

二 作業地域

倉吉市、赤崎町、東伯町、大栄町、中山町、名和町、大山町及び淀江

町

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

種道路類の 路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道 金屋谷江府線	日野郡溝口町金屋谷字上原 屋敷一〇四九番の二の先から ら同郡江府町大字江尾字堂 ノ後六六二番の四の先まで	二・〇 二三・〇	一六、四五 一一

鳥取県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年四月十二日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三一三一四 日吉津四軒屋線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

米子市皆生字砂池西、字御建及び字冲大境、上福原字北浜新田ノ堀、字北浜開、字北浜新田ノ四、字北浜沖開及び字下大境、東福原字北原ノ

鳥取県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

番号	整理番号	路線名	終点	起点	重要な経過地
111	大内江府線	日野郡溝口町大内			

八、字北原ノ七、字沖林ノ壱、字北原ノ六、字沖林ノ弐、字北原ノ五及び字沖林ノ參、西福原字大向屋敷通悪水西ノ三、字堀川尻己、字北原開之式、字堀川尻戌、字大向堂之北ノ弐、字堀川尻丁、字北原堀川端之弐、字堀川尻丙、字北原堀川端之參、字堀川尻乙、字堀川御建際、字堀川尻甲及び字堀川中並びに兩三柳字堀川、字平八道西及び字三右衛門道西北地内

鳥取県告示第三百五十三号

急傾斜の地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 名称 浜坂地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 鳥取市浜坂字上土居四五二、四五三、四五三ノ内第一、四五三ノ二、四五六、四五七ノ一、四五七ノ二及び四五八、字上ノ山ノ一、一二四ノ一及び一二四ノ二並びにこれらと一体をなす国有地

(二) 名称 下佐貫地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 八頭郡河原町大字佐貫字海津一一九ノ一、一一九ノ二、一一二〇、一一二一、一一二八ノ一、一一二八ノ二、一一二八ノ四、一一二八ノ五、一一二八ノ六、一一二八ノ七及び一二二

(三) 名称 長和瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 気高郡青谷町大字長和瀬字垣ノ内一五一次、一五一二次

一五二ノ一、一五二ノ二、一六〇、一六一ノ一、一六五ノ三、一六五ノ二及び一〇八一並びにこれらと一体をなす国有地

(四) 名称 上橋津地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 東伯郡羽合町大字上橋津字西ノ上三三四、三三五、三三六、三三七ノ一、三三七ノ二及び三三八、字家ノ上四五五、四五六、

四五七、四五八ノ一、四五八ノ二、四五九、四六一、四六二、四六三ノ一及び四六四、字二ノ村ノ内二九一、二九二、二九六、三〇一ノ一、三〇二、三〇三ノ三、三〇四、三〇五ノ一、三〇五ノ二、三〇六ノ一、三〇六ノ二、三〇八、三〇九、三一三及び三一四ノ一、字村ノ内二七七、二七八ノ一、二七八ノ二、二七九、二八〇、二八一、二八四、二八五ノ二、二八六、二八六ノ一、二八九及び二九〇並びにこれらと一体をなす国有地

(五) 名称 福井地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域 西伯郡淀江町大字福井字村下屋敷二三二ノ二、二三三ノ一、二三四、字東畠ヶ谷二六七、二六八及び二六九

(二) 区域	米子市祇園町二丁目七二ノ一、七二ノ三、七三ノ二、七四ノ四及び七四ノ六
七(一) 名称	三部地区急傾斜地崩壊危険区域
(二) 区域	日野郡溝口町大字三部字勘部屋敷六七七、六七八、六七九、六九五、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八及び九〇九
八(一) 名称	三栄地区急傾斜地崩壊危険区域
(二) 区域	日野郡日南町大字三栄字御明谷右平ラ一五三六ノ二の一部、字雁田山一五六五の一部、一五六八の一部及び一五六九の一部、字下モ原一六三九、一六四〇ノ一、一六四〇ノ二、一六四〇ノ三、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六ノ一、一六五六ノ二、一六五六ノ三、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二及び一六七三並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第三百五十四号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び関係町役場において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	区 域
西御門灾害危険区域	八頭郡郡家町大字西御門字山手屋敷一〇六、一〇六一、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二次、一一二、一一二次、一一三次、一一三、一一三次、一一四、一五、一一七、一一八、一一八次、一一九、一一九次、一一〇、一一〇次、一一一、一一二、一一三、一一三、一一四、一一五次、一一五次、一一五次、一一五、一一六及び一一七、字井手山七三三、七三四、六三六、七三八、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四九及び七五一並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷
市場災害危険区域	八頭郡郡家町大字市場字下土井一九九、二〇〇及び二〇一、字堤ノ谷一〇二、二〇二ノ二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九ノ一、二〇九ノ二、二一三、二一四、二一四ノ一、二一五、二一五ノ一、二一五ノ二、二一七、二一〇ノ二、二三〇ノ三、二三〇次一、二三三及び二三三、字城山七一八、七一九、七二一、七二七の一部及び七四二並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷
東伯郡大栄町大字龜谷字上谷四〇六一一、四〇六一二、四〇七一一、四〇七一二、四〇七一三、四〇八一一、四〇八一二、四〇九一一、四〇九一二、四〇九一三、四〇九一四、四一〇一二、四一一一三、四一一一五、四一一	

亀谷災害危険区域

一六、四〇〇及び四三一、字広江の空四〇一、西〇二一
 一の一部、四〇三一五、四〇三一六、四〇四一、西〇一
 四一三及び四〇五一、字広江の前四〇一一、四〇一
 一四及び四〇一、一六並びにこれらと一体をなす道路敷及
 び水路敷

西伯郡名和町大字東坪字西屋敷、三〇一、三〇二、三〇三、
 三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三〇一〇、
 三〇一、三〇二、三〇三、三〇四及び三〇五、字寺ノ上
 下坪災害危険区域

三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一五一、三一五
 一、三一六、三一七、三一八、三一九、三一〇、三一四及び三
 一並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷

田野郡日南町大字中石見字馬ヲロシ一一一、一一一、
 一一四一、四一、五、六一、六一、六一、六一、六
 一四、六一五、六一六、七一、七一、八一の一部、
 八一、八一四、一〇、一一、一一の一部、一五、一六、一
 七、一八一及び一八一三、大字上石見字寺の前九二九一
 一、九二九一、及び九二九一三、字寺畠ヶ九二七・九二八
 一の一部並びにこれらと一体をなす道路敷及び水路敷

次のように改正する。

昭和四十九年四月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立智頭農林高等学校 八頭郡智頭町大字智頭七一の一」を「
 鳥取県立智頭農林高等学校 八頭郡智頭町智頭七一の一」に、「鳥取県立
 青谷高等学校 気高郡青谷町北浜二、九五二」を「鳥取県立青谷高等学
 校 気高郡青谷町大字青谷二、九一二」に、「鳥取県立由良育英高等学校
 東伯郡由良宿四二三」を「鳥取県立由良宿四二三の一」に、「鳥取県立由良育英高等学校 東伯郡由
 良宿四二三の一」を「鳥取県立赤崎高等学校 東伯郡赤
 崎町大字由良宿四二三の一」に、「鳥取県立赤崎高等学校 東伯郡赤
 崎町赤崎一、九五七の一」を「鳥取県立赤崎高等学校 東伯郡赤
 崎町赤崎一、九五七の一」に、「鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町
 三〇七」を「鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町」に、「鳥取県立
 境水産高等学校 境港市上道町二、〇六四」を「鳥取県立境水産高等学校
 境港市中野町二、〇〇〇」に、「鳥取県立根雨高等学校 日野郡日野町根
 雨中祖三三八の四」を「鳥取県立根雨高等学校 日野郡日野町根雨字馬子
 田三一〇」に改める。

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭
 和49年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和49年4月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第一百一号(廻の指定につき)の一部を

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和49年6月16日(日曜日) 午後1時から午後3時まで

イ 場所 烏取市倉吉市及び米子市

(2) 試験の科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算

配線図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の 保安に関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号) 2 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号) 3 電気用品取締法(昭和36年法律第234号)、電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)、電気用品取締法施行規則(昭和37年通商産業省令第84号)及び電気用品の技術工の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第55号)

4 接地工事の方法
1 点検の方法
2 導通試験の方法
3 絶縁抵抗試験の方法
4 接地抵抗試験の方法
5 試験用器具の性能及び使用方法

配線図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の 保安に関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号) 2 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号) 3 電気用品取締法(昭和36年法律第234号)、電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)、電気用品取締法施行規則(昭和37年通商産業省令第84号)及び電気用品の技術工の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第55号)

科 目	内 容
電気機器配線器具並 びに電気工事用の材 料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途

配線工事の方法	配線工事の方法
1 配線工事の方法	1 配線工事の方法
2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法	2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法
3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け方 法	3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け方 法

技能試験	技能試験
実施する。	技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

試験の日時及び場所	試験の日時及び場所
ア 日時 昭和49年8月11日(日曜日) 午前8時30分から午後5時	ア 日時 昭和49年8月11日(日曜日) 午前8時30分から午後5時

まで	昭和49年5月1日から昭和49年5月31日まで
イ 場所	鳥取市
(2) 試験科目	
ア 電線の接続	
イ 配線工事	
ウ 電気機器及び配線器具の設置	
エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法	
オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け	
カ 接地工事	
キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定	
ク 一般用電気工作物の検査	
ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理	
3 受験手続	
	次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。
	なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。
(1) 受験願書	鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。
(2) 写真	受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはりつけること。
4 受験願書の受付期間	
昭和49年4月1日～昭和49年5月31日	【認可】(捺印) 鳥取市長(印) (略)